

議案第 37 号

三豊市国民健康保険診療所条例の一部改正について

三豊市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 3 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険診療所条例（平成 18 年三豊市条例第 135 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「次のとおり」を「別表に定める金額に消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を加えた金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額）」に改め、同項各号を削り、同条第 3 項中「定める額」を「定める金額に消費税相当額を加えた金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額）」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 5 条関係）

区分	単位	金額（円）
死体（胎）検案書	1 通につき	5, 0 0 0
死亡診断書		3, 0 0 0
特殊診断書		3, 0 0 0
普通診断書		2, 0 0 0
健康診断書		2, 0 0 0
簡易診断書等		1, 0 0 0
各種証明書		1, 0 0 0

備考 2 通以上作成する場合において、増加分 1 通について徴収する額は、それぞれの額の半額とする。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。